生 徒 心 得

浮羽究真館高等学校の生徒であることに誇りを持ち、明朗な校風を確立するために、共通の規律が必要である。学校という一つの社会の中で、秩序ある生活を保つものとして以下の心得を確実に実行する。

第1章 通 則

- (1) 本校生徒として誇りを保つ。
- (2) 生徒は互いに尊敬しあい、助け合うとともに、その交際は明朗なものとする。
- (3) 校内外を問わず、敬愛の言葉で地域の方々、先生や生徒相互に明るい挨拶を交す。
- (4) 生徒証明書は常に所持する。
- (5) 校外に出る際は必ず外出の許可を取得する。
- (6) 公徳心を高め、校舎校具等の公共物の取り扱いを丁寧にする。
- (7) 美しい環境を作りその維持に努める。
- (8) 校具その他の学校備品を使用するときには必ず許可を得る。
- (9) 所持品には必ず記名をすること。また、紛失、拾得した場合は必ず届ける。
- (10)掲示・出版をするときは予め生活課の許可を得る。
- (11) 次の行為は禁止する。(特別指導の対象となる場合がある)
 - ①暴力、暴言、脅迫行為(強要)
 - ②公共物破損
 - ③凶器の所持
 - ④窃盗、万引き、物の寸借
 - ⑤飲酒、喫煙又は同席、喫煙具所持
 - ⑥保護者の許可無き外出、外泊、深夜徘徊
 - ⑦金品の貸借
 - ⑧無許可カンパ
 - ⑨無断免許取得、無断アルバイト
 - ⑩いじめ (インターネットを通じて行われることを含む)
 - (12) アルバイトは原則禁止とする。

第2章 登下校について

- (1) 通学途上においては、浮羽究真館高校の生徒としての誇りと自覚を持った行動をすること。
- (2) 交通規則やマナーを厳守し、通学途上で事故にあった場合は直ちに学校に連絡すること。
- (3) 交通違反等で警察に指導を受けた場合は、必ず担任、生徒育成部に連絡すること。
- (4) 遅刻・欠席をしないこと。

- (5) 下校時間を厳守し、まっすぐ帰宅すること。
- (6) 通学の心得
 - ①徒 歩:車両に注意し、安全を確保すること。
 - ②バイク・自転車通学:後述「原付バイク・自転車通学規定」に明記する。
 - ③バス・ J R通学:乗車マナーを守り、事故防止に心がけること。

第3章 服装について

身だしなみを整え、浮羽究真館高等学校の生徒として誇りをもって行動する。

(1)制服

- (ア)冬:本校指定の学生服(上下)とする。
 - * 詰襟の下にベスト・セーター・トレーナー類の着用を認めるが、上服からはみ出したりしないこと。また、第1ボタンがかからなくなるようなものは着用しないこと。
 - *ブレザーの中にセーター・カーディガン類(色は黒・紺・濃いグレー)の着用は 認めるが、上着の袖や裾からはみ出さないように着用すること。
- (イ) 夏:本校指定の制服(上下)とする。ズボンの裾はベルトが見えるように入れる。 また、ベルトは黒・紺・茶の単色で華美でないものとする。

※部活動生徒の休日における登下校時の服装は、制服の他に、各部活動のジャージや、 その他活動に適した服装での登下校を許可する。(顧問が認めたものに限る)

(2) 服飾品

- ① 防寒着
 - (ア) マフラーや手袋、帽子などの防寒具を使用するときは、通学の安全を確保できる ものとする。

(自転車・バイク通学者は長い状態で使用しないこと。)

- ② ソックス・タイツ
 - (ア) 男女:色は白、黒、紺の単色とし、ワンポイントまで認める。 形はくるぶしが隠れる長さとする。*くるぶしソックスは禁止。
 - (イ) タイツ:黒のみとする。(着用の時期は3月までとする。)

(3)頭髮

- ①頭髪については、全体として常に清潔に心がけること。
 - ・前髪は目にかからず、肩にかかる場合は結ぶこと。 なお、結ぶ場合は黒・紺の飾りのないゴムを使用すること。
- ②パーマ、染色、脱色など人工的に手を加えないこと。 *違反した場合は学校の指導に従うこと。
- (4) 装飾品 (ピアス、ネックレス、指輪等) は<mark>原則</mark>禁止とする。
- (5) カバン類は学校指定のバッグを使用する。(サブバックは別途指示するが、サブバックのみの通学は禁止する。)
- (6) 靴は踵の高い物や流行性の強いもの、華美なもの、高価なものは禁止する。 *サンダルなどは禁止する。特別な場合は許可を受けること。
- (7) その他 化粧や眉の加工は原則禁止とする。

*記名について



第4章 交通について

交通規則やマナーを守り、自分の命は自分で守り、人に迷惑をかけない。

- I 自転車・原付バイクに関する規定
- (1) 自転車・原付バイク通学を希望するものは、校長の許可を受け、許可証を貼付する。
- (2) 原付バイクの許可条件 通学距離が原則として 7 km以上とする。(別途地図で指定)

- (ア) ただし筑後川以北は公共交通の不便性を考慮し、すべて許可する。
- (イ) 筑後川以南の通学許可境界線付近や、迂回性の強いルート、山間地域についても、個別に検討する。
- (3) 担任と面談の上、許可願いを提出すること。
- (4) 免許は長期休業中の課外・学校行事に影響のない日に取得すること。(学校行事代休日を含む。)
- (5) 保護者等同伴で通学許可式に参加すること。
- (6) 学校の交通安全教室や安全指導に参加すること。
- (7)使用車条件
 - (ア) 50cc以下であること。
 - (イ) スクーター式であること。
- (8) ヘルメットはフルフェイス式の白色とし、バイク、ヘルメットに許可証を貼付すること。
- (9)任意保険に必ず加入すること。また、防犯登録を積極的に活用すること。
- (10) 自転車・原付バイク通学時は並進・二人乗り等の危険な行為をしないこと。
- (11) 自転車・原付バイクは所定の場所に置き、施錠し、放課後まで使用しないこと。
- (12) 防寒着について、色は安全に配慮し目立つ物でかまわない。
- (13)長期休暇中・休日の登下校も同様の規定とする。
- (14) 上記の条件に違反して免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。

II 普通自動車免許に関する規定

- (1) 普通自動車免許取得条件
- ① 原則として3年生の進路内定者で、免許取得を希望するものは、事前に担任を通して「免許取得願」を生徒育成部に提出すること。
- ② 進学内定者の自動車学校への入校は、原則として1月の大学入学共通テスト後からとする。 但し、就職希望者のみ、冬休みからの入校を許可する。 (授業に支障がないようにすること。)
- ③ 免許を取得した場合でも卒業式までの運転・学校への通学は認めない。
- (2) 上記の条件に違反して免許を取得した場合は特別指導の対象とする。

III その他の免許

(1) 自動二輪やその他の免許の取得は認めない。また、違反して取得した場合は特別指導の対象とする。

第5章 携帯・スマートフォンの使用について

携帯・スマートフォンは、非常に便利な道具であるが、使い方を誤ると生活習慣が乱れたり、<mark>友人関係のトラブルなどの犯罪に巻き込まれたりすることがある</mark>。また、本人にはそのつもりがないのに誰かを傷つけてしてしまうことや便利なアプリが知らないうちに、個人情報を流出させること

もある。ネット上の問題は複雑であり、何か不安なことや心配なことが発生したら、学校や家族に 相談すること。

携帯・スマートフォンの使用は、学校内外に関わらず、このような危険性があることをよく理解した上で使用すること。

(1) 指導の方針

携帯電話の校内持ち込みについてはこれを許可する。但し、登下校時の自宅との連絡及び 緊急時の連絡を主たる目的とするので、原則として校内での使用は禁止する。(授業等の 教育活動において、教員から使用の指示があった場合は使用を認める。)

(2)使用規定

- ①校内での使用について
 - (ア)必ず電源を切った状態にしておくこと。
 - (イ) 教員の許可なく携帯を手に持っている状態や、音・バイブが鳴ったときは、いかなる場合でも「使用している」と見なし、指導の対象とする。
 - ※考査中は、鞄にしまっておくこと。また、身に付けているだけでも不正行為とする。
 - (ウ) やむを得ず校内で使用する必要性が生じたときは、必ず担任・教科担任等に事情を説明 し、許可を得た上で指定の場所で立ち会いのもと使用する。

(上記に違反した場合)

- ○1回目……直ちに預かり、反省文を記入させ、保護者等に連絡し、担任より返却する。
- ○2回目……直ちに預かり、反省文を記入させ、保護者等同伴で学年主任より返却する。
- ○3回目……直ちに預かり、反省文を記入させ、保護者等同伴で生徒指導主事より返却する。
- ○4回目……直ちに預かり、反省文を記入させ、保護者等同伴で生徒指導主事より返却し、学校内のみ携帯電話を預かる。

(3) 校外(登下校時)での使用について

- ①浮羽究真館高校の生徒として、社会生活上のマナー・モラルを重んじ、自覚ある行動をとること。
 - (ア) 自転車・バイクに乗りながらの使用は法令違反であり、事故防止のため厳禁とする。
 - (イ)公共交通機関での使用は、マナー(周囲の配慮)として電源を切るか、マナーモードにすること。
 - (ウ) 緊急時を除いて歩きながらの使用は禁止する。